関係機関用

令和8年4月
公益社団法人 富山県看護協会

富山県訪問看護総合支援センターのご案内

「富山県訪問看護総合支援センター」は、富山県からの委託を受け、県内の訪問看護提供体制の安定化・機能強化を図るため、訪問看護の人材確保、質の向上、経営基盤の安定化を目指す事業に取り組んでいます。

主な活動内容

◆ 訪問看護に関する相談

医療･介護･福祉･行政機関の皆様からのお電話、お待ちしています

◆ 訪問看護の普及啓発

出張相談会、イベントでのPR　等

◆ 訪問看護への就業促進

訪問看護ステーションで勤務する看護職員の確保に努めます

- 看護学生のインターンシップ
- 訪問看護師へのキャリア支援
- 病院看護師の訪問看護ステーションの研修等

◆ 研修体制の強化

質の高い訪問看護の提供にむけ、研修体制の強化に努めます

- 管理者育成研修
- 小児医療対応力向上技術研修　等

◆ 経営基盤の安定化

訪問看護ステーションの経営基盤安定化に向けた支援を行います

- 運営支援アドバイザーによる相談
- 災害時（感染症等拡大時）の連携 等

◆訪問看護に関して
お困りごと、ご相談などありましたら、いつでも気軽にお電話ください

公益社団法人　富山県看護協会
富山県訪問看護総合支援センター
富山市鵜島字川原1907-1　（富山県看護協会２階）
TEL　076-431-0230　　FAX　076-431-0227
E-Mail　call-center@toyama-kango.or.jp
相談対応／月曜日～金曜日　9：00～16：30（土日･祝日･年末年始休み）

富山県訪問看護総合支援センター

「訪問看護」導入のめやす

このような場合は「訪問看護」をご紹介ください

【日常生活に支援が必要】

栄養

□摂取カロリーの指示や塩分制限などの食事療法が必要である
□食が細くなった（食事の量が減ってきた）
□脱水を起こしやすい（飲水量が少ない）
□飲食時にむせやすくなった

排泄

□排尿障害がある　□自力で便が出ず浣腸や摘便が必要
□排泄で困っていることがある

清潔

□入浴に手助けが必要　□歯磨きやうがいに手助けが必要

移動

□歩行や起き上がり、室内の移動に手助けが必要
□筋力の低下　□転びやすくなった　□麻痺があるなど

【医療的なケア（処置）が必要】

□インスリン等の自己注射　□経管栄養　□点滴
□創傷や褥瘡等の手当て　□在宅酸素　□中心静脈栄養
□膀胱ろう、胃ろう、留置カテーテル　□ストマケア
□疼痛管理（痛み止め等の対応）

【処方薬の手助けが必要】

□薬の飲み忘れ、中断など（服薬に関する困りごとがある）

【訪問看護が必要な状態像】

□糖尿病・心不全・呼吸器疾患等があり生活指導が必要
□進行性の難病　□家族の介護疲れ　□医療的ケア等が必要な小児
□病状が不安定（入退院の繰り返し）　□認知症で支援が必要な方
□うつ傾向など精神面での支援が必要
□虚弱な状態（フレイル）など予防的な支援が必要
□終末期を自宅で過ごしたい（過ごさせたい）という希望がある

お気軽にご相談ください　富山県訪問看護総合支援センター　076－431－0230
（公益社団法人　富山県看護協会2階）